

社会福祉法人ほかにわ共和国行動計画（次世代法）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

2 内 容

目標1 子の看護休暇について、2人以上の場合は1年間につき10日を限度としているが、「2人以上の場合は1年間につき10日、3人以上の場合は1年間につき15日を限度」に改正する。

〈対策〉

- 令和6年4月～
 - ・職員の子供状況について現状を調査する。
- 令和6年5月～
 - ・調査結果を踏まえ、幹部職員の会議で検討をする。
- 令和7年3月までに
 - ・法人内における育児・介護休業等に関する規定の改正（案）を作成し幹部職員の会議を経て、理事会にて承認をもらう。
- 令和7年4月～
 - ・改正した規定について、各事業所で回覧等により全職員に周知する。

目標2 育児・介護のための所定外労働の免除、時間外労働及び深夜業の制限について、対象労働者を中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に拡大する。また、時間外労働及び深夜業の制限については採用後1年未満の職員及び所定労働日数が2日以下の職員も対象とする。

〈対策〉

- 令和7年10月～
 - ・法人内における育児・介護休業等に関する規定の改正（案）を作成し幹部職員の会議で検討する。
- 令和8年9月までに
 - ・幹部職員の会議で検討した改正案について、理事会にて承認をもらう。
- 令和8年10月～
 - ・改正した規定について、各事業所で回覧等により全職員に周知する。

3 担当者：法人事務局：瀬尾賢治を当該担当者とする。

上記のとおり、行動計画を作成し、職員に対して周知を行う。

令和 6年 3月22日
社会福祉法人ほかにわ共和国
理事長 志賀俊紀

社会福祉法人ほかにわ共和国行動計画（女活法）

女性が管理職として活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：管理職（主任以上）に占める女性労働者の割合を40%以上にする。

〈取組内容〉

- 令和6年 4月～ 経営会議にて女性活躍に関する意見交換の実施
- 令和6年 4月～ 女性管理職会議で女性活躍に関する意見交換の実施
- 令和6年10月～ 経営会議にて女性管理職候補者の選定について意見交換及び所属施設長にて女性管理職候補者へのヒアリング実施
- 令和7年 4月～ 女性管理職候補者に対し外部研修を2回以上受講
- 令和8年 4月～ 経営会議にて女性管理職候補者の評価等実施
- 令和8年10月～ 人事専門委員会にて昇格について検討
- 令和9年 3月 人事専門委員会の決議を理事会で承認

上記のとおり、行動計画を作成し、職員に対して周知を行う。

令和 6年 3月22日

社会福祉法人ほかにわ共和国
理事長 志賀俊紀